

令和6年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和6年2月15日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 報告第1号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 報告第2号 専決処分した事件の承認について
日程第 7 報告第3号 専決処分した事件の承認について
日程第 8 議案第1号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（8名）

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|---|-----|----|----|----|---|
| 議長 | 10番 | 佐藤 | 晶 | 君 | 副議長 | 9番 | 小野 | 哲也 | 君 |
| | 1番 | 米井 | 宏喜 | 君 | | 2番 | 浜岸 | 昭仁 | 君 |
| | 3番 | 小川 | 雅勝 | 君 | | 5番 | 加藤 | 勉 | 君 |
| | 6番 | 田中 | 良 | 君 | | 8番 | 松原 | 臣 | 君 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|----|----|---|
| 4番 | 山下 | 竜哉 | 君 | 7番 | 高島 | 讓二 | 君 |
|----|----|----|---|----|----|----|---|

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|--------|----|----|---|
| 町長 | 湊屋 | 稔 | 君 | 副町長 | 川端 | 達也 | 君 |
| 教育長 | 石崎 | 佳典 | 君 | 企画振興課長 | 八幡 | 雅人 | 君 |
| 総務課長 | 飯島 | 東 | 君 | 税務財政課長 | 対馬 | 憲仁 | 君 |
| 環境生活課長 | 長岡 | 紀文 | 君 | 保健福祉課長 | 本見 | 泰敬 | 君 |
| 建設水道課長 | 佐野 | 健二 | 君 | 学務課長 | 平田 | 充 | 君 |

○職務のため議場に参加した者

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---------|---|----|---|
| 議会事務局長 | 松崎 | 博幸 | 君 | 議会事務局次長 | 堺 | 勝敏 | 君 |
|--------|----|----|---|---------|---|----|---|

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番米井宏喜君及び8番松原臣君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

臨時議会の御案内をさせていただきましたところ、議員皆様お集まりをいただきましたことに、心から御礼を申し上げたいと思います。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、令和6年能登半島地震災害義援金の受付についてであります。

町では、令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により被災された方々を支援するため、日本赤十字社北海道支部根室地区羅臼分区及び羅臼町共同募金委員会と連携し、義援金の受け付けをしております。

義援金の受付は、保健福祉課窓口及び羅臼町社会福祉協議会に直接御持参いただくか、役場、体育館、診療所などの町内に設置しております募金箱のほか、日本赤十字社及び中央共同募金会開設口座へお振り込みでも受け付けをしております。

この度の地震により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日でも早く復興されることを願い、町民皆様の温かい御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2件目は、岬町地区における断水についてであります。

去る（令和6年）1月9日明け方から1月12日未明にかけて、岬町全域にて水道が断水及び水圧低下が発生いたしました。

このたびは、原因の特定までに時間を要したことから、復旧作業が長期化し、岬町の住民の皆様には大変御不便をおかけすることとなり、おわびを申し上げるところでございます。

断水の原因といたしましては、水道本管の継ぎ目が外れていることによるものでございましたが、外れた原因については不明であります。

また、通常、水道管の破裂等の場合は、地表面に水が噴き出ることから、すぐに原因箇所の特定制定ができる場所ではありますが、この度の原因箇所では、現地盤の下側に水が浸透している状況にあったことから、原因箇所の特定制定に時間を要し、調査により建根別川以北の23世帯が長期にわたる断水となり、御迷惑をおかけしたものであります。

町としては、断水による対応にあたるため、1月10日（水）午前9時30分に「断水に係る対策本部」を設置し、断水となっている23世帯に対し、岬町コミュニティーセン

ターでの24時間体制での給水や羅臼小学校と知床未来中学校内での洗濯機の解放、町内温泉ホテルでの入浴などの対応にあたってまいりました。

12日（金）午前2時30分に原因箇所の修理を終え、復旧することができましたが、断水に係る対応にあたりまして、岬町町内会の皆様に多くの御協力をいただき、心より感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

3件目は、令和6年1月15日及び1月25日の大雪・暴風雪被害の対応についてであります。

羅臼町では、1月15日（月）夜から大雪・暴風雪による視界不良のため、国道335号線が通行止めとなりました。

町の対応としては、同時刻に災害警戒本部の設置及び役場庁舎内に避難所を開設し、町外へ移動できなくなった町外企業の方2名を受入れ、翌日午前には警報は解除されたものの、ごみ収集の中止、阿寒バスの運休と、終日大雪による混乱が続きました。

また、1月25日（木）午前3時59分に暴風雪波浪警報が発令され、その後、国道335号峯浜～幌萌間が通行止めになったことから、役場内に災害警戒本部を設置しました。

午後3時頃に栄町で雪崩が発生し、車両2台が道路を横断し押し流されたとの報告を受け、災害警戒本部を災害対策本部へ格上げし、全庁体制で災害に備えておりましたところ、午後10時55分には礼文町公住の裏山で雪崩が発生し、けが人ありとの情報を受け、公住1階に住む小学生1名を診療所へ搬入し、膝を10針以上縫う大きなけがを負ったものの、幸い命に別状はないとの報告を受け安堵したところです。

また、時を同じく、役場庁舎内に一次避難所を開設し、雪崩発生付近の住民に避難を呼びかけ、最大で12世帯26名の避難者を受入れ、明けて翌26日には避難が長期間に及ぶことを想定し、二次避難場所として「らうすぼ」を開設し、避難者にはそちらへ移動していただきました。

以降、天候の回復に伴い、道路状況も改善され、28日には公住付近の除排雪を進めるとともに、1階、2階の窓の補強を実施し、設備に不備がないことを住人に点検いただき、午後5時をもって全避難者が帰宅したことから、「らうすぼ」に開設した避難所を閉鎖、その後災害警戒本部を解き、全ての対応を完了いたしました。

ただし、窓が割れて室内に雪が流入した世帯につきましては、修繕終了まで入居が困難であるため、住み替え等の対応をさせていただいているところです。

この大雪に関して、釧路气象台からの情報によると、25日の降り始めから24時間の羅臼町の降雪量は67センチと、1月の観測史上最大の積雪を観測したとのことであり、町内の全ての区間が開通したのは、災害発生から8日後の2月2日となっております。

羅臼町は何分雪捨て場も少なく、思ったように除排雪も進まず、大変な御苦勞をおかけ

しておりますが、昼夜を問わず誠心誠意町民の平穏な生活を取り戻すために取り組んでいただきました皆さんに対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、このたびの風雪災害及び先ほどの断水の対応に係る予算につきましては、専決処分させていただき、今議会に報告として上程させていただいておりますので、御審議の上御承認いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この後、本日臨時議会の報告3件、議案1件につきまして、副町長並びに担当課長から報告・説明をさせますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第1号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和6年1月9日でございます。

3ページでございます。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,144万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,437万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

この専決処分につきましては、先ほど町長より行政報告がありましたとおり、1月9日に岬町地区で水道管の継ぎ目が外れて漏水したことで断水が発生し、建根別以北の23世帯の方々が、4日間にわたって影響を受けたことによるものでありますが、断水の原因特定に時間を要したことで、断水に係る対策本部を立ち上げ、対応した経費となっております。

まずは、歳入でございます。

19款1項繰越金1,144万4,000円を追加し、2億327万5,000円。

歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入合計1,144万4,000円を追加し、60億8,437万8,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費44万4,000円を追加し、21億3,587万7,000円。

7項防災費44万4,000円を追加し、680万3,000円。これにつきましては、対策本部に要した職員の時間外勤務手当や燃料費などがございます。

4款衛生費1,100万円を追加し、6億7,440万3,000円。

1項保健衛生費1,100万円を追加し、2億9,447万9,000円。水道事業会計への繰出金でございます。

歳出合計1,144万4,000円を追加し、60億8,437万8,000円となるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、別冊資料3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款1項1目繰越金1,144万4,000円を追加し、2億327万5,000円。

歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めたものでございます。

次に、5ページであります。

歳出でございます。

2款総務費7項1目防災費に44万4,000円の追加であります。岬町地区の断水対応として、対策本部を立ち上げ対応した経費となります。内訳につきましては、3節職員手当等39万7,000円及び10節需用費3万3,000円につきましては、岬町コミュニティセンターにおきまして、24時間体制で給水や相談対応を行ったことによる時間外勤務手当と施設の燃料費でございます。13節使用料及び賃借料1万4,000円につきましては、断水期間中、温泉宿に御協力をいただき、断水世帯の方へ入浴提供したことによる温泉利用料でございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金1,100万円の追加であります。断水に伴い原因特定のため、調査費や緊急復旧作業などに要する経費を水道事業会計へ繰り

出しするものでございます。

歳入歳出合計1,144万4,000円を追加し、60億8,437万8,000円となるものでございます。

これにつきましては、緊急時の対応として専決処分させていただいたことを御理解、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第1号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第2号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の6ページをお開き願います。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和6年1月9日でございます。

8ページをお願いいたします。

令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

このたびの補正予算につきましては、町長より報告のありましたとおり、令和6年1月9日に岬町地区で発生いたしました断水事故に係る費用につきまして、現行予算内での対応が困難であったことから、補正をさせていただいたものでございます。

第1条は、総則でございます。

令和5年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に1,100万円を増額し、2億578万2,000円。

第2項営業外収益に1,100万円を増額し、6,288万7,000円。

断水事故の緊急復旧作業等において、原因特定に時間を要したため、4日間の長期にわたる作業となったことから費用が多額となり、現行予算内で対応が困難であったことから、一般会計より補助金として繰入れをしていただいたものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に1,100万円を増額し、1億6,870万1,000円。

第1項営業費用に1,100万円を増額し、1億5,035万6,000円。

断水に伴い、住民への給水に係る費用及び原因特定のための調査及び復旧作業に係る費用として、増額をさせていただいたものでございます。

以上でございますが、詳細につきまして別冊資料にて御説明申し上げますので、別冊資料の7ページをお開き願います。

令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益に1,100万円を増額し、2億578万2,000円。

2項営業外収益に1,100万円を増額し、6,288万7,000円。

2目他会計補助金に1,100万円を増額し、6,066万8,000円。岬町地区断水事故の緊急復旧作業等に係る費用について、一般会計より補助金として繰入れいただいたものでございます。

支出でございます。

1款水道事業費用に1,100万円を増額し、1億6,870万1,000円。

1項営業費用に1,100万円を増額し、1億5,035万6,000円。

2目配水及び給水費に1,100万円を増額し、3,577万7,000円。

断水時に給水所にて配布した給水パックの費用として、備用品費に44万円。断水の原因特定にあたり、調査業者による漏水調査を実施した費用として、委託料に83万6,000円。断水の原因特定作業のための掘削などの作業及び管路復旧作業等の費用として、修繕料に972万4,000円を、それぞれ増額させていただいたものでございます。

以上でございます。どうぞ御理解賜り、御承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第3号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の9ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和6年1月29日でございます。

11ページをお願いいたします。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,712万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

この専決処分につきましても、先ほどの町長行政報告がありましたとおり、1月25日から26日にかけての暴風雪波浪警報及び大雪警報に伴う対応として、災害対策本部を立ち上げ対応した経費と、それに伴う除雪費の増加によるものでございます。

最初に、歳入でございます。

19款1項繰越金6,274万7,000円を追加し、2億6,602万2,000円。歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入合計6,274万7,000円を追加し、61億4,712万5,000円となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費274万7,000円を追加し、21億3,862万4,000円。

1項総務管理費110万円を追加し、20億8,316万6,000円。雪崩により被災した町営住宅、礼文町2号棟の応急対応としての経費でございます。

7項防災費164万7,000円を追加し、845万円。職員の時間外手当や避難所で使用した備蓄品の補充でございます。

7款土木費6,000万円を追加し、5億35万9,000円。

2項道路橋りょう費6,000万円を追加し、4億9,840万3,000円。今年度は除雪回数が増加傾向にある中で、1月の暴風雪の大雪の影響により除雪費に不足が生じるため、過去の実績から推測し、今後の見込みとして6,000万円を追加させていただいたものでございます。

歳出合計6,274万7,000円を追加し、61億4,712万5,000円となるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、別冊資料11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款1項1目繰越金6,274万7,000円を追加し、2億6,602万2,000円。歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めたものでございます。

次に、13ページでございます。

歳出であります。

2款総務費1項総務管理費10目財産管理費110万円の追加であります。内容につきましては、25日の暴風雪に伴い、町営住宅礼文町団地2号棟の山腹で雪崩が発生し、1階部分の2戸が被災いたしました。その後、北海道により山腹調査及び雪崩の除去と応急対応が講じられましたが、被災した住戸の応急対策と入居者の安全対策を緊急で行う必要があったことから、1階及び2階の窓に雪囲いの設置を行ったため、10節需用費に修繕料110万円を追加したものでございます。

7項1目防災費164万7,000円の追加であります。内訳につきましては、3節職員手当等133万3,000円は、暴風雪波浪警報及び大雪警報に伴い、4月25日から28日にかけて災害対策本部設置及び避難施設開設期間中、被災した住宅や避難施設の対応、関係機関との調整など、職員が対応した時間外勤務手当でございます。10節需

用費30万4,000円は、避難施設開設に伴い使用した防災備蓄品の補充経費と、避難施設や除雪のため使用した重機の燃料費と、災害職員の配置しました職員の食料費でございます。13節使用料及び賃借料1万円につきましては、避難施設開設中に避難者に対し温泉入浴を提供したものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費6,000万円の追加であります。昨年12月からまとまった除雪と1月中旬の大雪暴風雪により、除雪出動回数が増加傾向にあった中で、1月25日からの災害が発生するほどの大雪暴風雪の影響により、1月28日現在で予算執行率が99%以上となり、除雪業務委託料に不足が生じるため、過去の実績から推測し、今後の見込みとして6,000万円を追加させていただいたものでございます。

歳入歳出合計6,274万7,000円を追加し、61億4,712万5,000円となるものでございます。

災害による緊急を要した対応としまして、専決処分させていただいたことにつきまして、御理解の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第1号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第1号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,023万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,736万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

15ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金1,416万3,000円を追加し、5億370万9,000円。

2項国庫補助金1,416万3,000円を追加し、3億4,807万9,000円。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ではありますが、低所得世帯等支援臨時給付金としまして、住民税均等割のみの課税世帯への給付と子ども加算分の給付に対する国庫補助金となっております。

20款諸収入607万2,000円を追加し、3,875万円。

3項雑入607万2,000円を追加し、2,878万9,000円。1月25日の暴風雪に伴う雪崩災害により被災した町営住宅礼文町団地2号棟の復旧工事に要する町有物件災害共済金でございます。

歳入合計2,023万5,000円を追加し、61億6,736万円となるものであります。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費6,007万2,000円を追加し、21億4,469万6,000円。

1項総務管理費6,007万2,000円を追加し、20億8,923万8,000円。雪崩災害により被災した町営住宅礼文町団地2号棟の1階部分の2戸につきまして、応急的な対策を行ってきましたが、このたび復旧するための補修工事を行うものでございます。

3款民生費1,416万3,000円を追加し、5億7,104万5,000円。

1項社会福祉費1,127万5,000円を追加し、4億6,935万4,000円。原油価格・物価高騰対策として、住民税非課税世帯には該当しないが、定額減税の恩恵を受けられないと見込まれる所得水準の方を支援するもので、住民税所得割が課税されていない者のみで構成されている世帯に対し、10万円を給付するものでございます。

2項児童福祉費288万8,000円を追加し、1億163万9,000円。これにつきましても定額減税の恩恵を受けられない見込みとされる、住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯への給付加算としまして、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

歳出合計2,023万5,000円を追加し、61億6,736万円となるものでございます。

以上であります。補正予算の詳細につきまして、担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 補正予算の詳細につきましては、お手元に配付の別冊資料で御説明申し上げます。

説明の都合上、歳出から御説明申し上げますので、別冊資料の21ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費10目財産管理費に607万2,000円の増額であります。令和6年1月25日の暴風雪に伴い発生した雪崩により被災した町営住宅礼文町団地2号棟のうち1階部分2戸の窓及び居室内部、共同裏玄関戸の補修を行うため、町営住宅に要する経費14節工事請負費に、町営住宅補修工事として607万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、歳入につきましては、全国自治協会建物災害共済の対象物件であり、共済金が見込まれますことから、諸収入で町有物件災害共済金を計上しておりますことを申し添えます。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 続いて、民生費の御説明をいたします。

事項別明細書の21ページとなります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、その他社会福祉事業に要する経費に1,127万5,000円の追加でございます。羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金、住民税均等割のみ世帯に係る補正でございます。内訳につきましては、10節需用費の消耗品費として6万円、印刷製本費として2,000円。11節役務費の通信運搬費として4万6,000円、手数料として1万3,000円。18節負担金補助及び交付金の負担金で、北海道自治体情報システム協議会負担金として15万4,000円。19節扶助費の低所得世帯等支援臨時給付金、住民税均等割分として1,100万円の合計1,127万5,000円でございます。

事業の詳細につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきますので、別冊参考資料の2ページ、資料2、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金（住民税均等割のみ世帯）の概要をお開き願います。

まず目的についてでございますが、令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用の閣議決定を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付に基づき、住民税非課税世帯には該当しませんが、物価高騰の現下の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者などを支援するため、個人住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

給付の対象者につきましては、令和5年12月1日の基準日において、羅臼町住民基本台帳に登録されている者であって、次の1または2に該当する世帯主とするものです。

一つ目としては、同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税、均等割のみが課されている者である世帯。

二つ目としては、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割のみが課されている者及び令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者のみで構成される世帯でございます。

給付額につきましては、1世帯あたり10万円であります。

支給開始の予定につきましては、案内発送を令和6年3月上旬、支給開始を令和6年3月下旬で予定をしております。

給付対象世帯数につきましては、令和5年6月1日基準日で実施しました令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金の対象者より算出を行っており、住民税均等割のみの世帯のプッシュ型として100世帯、転入者等の申請型として10世帯の計110世帯を見込んでおります。

3ページになりますが、事業費でございます。

歳入でございますが、本事業に係る財源として、全額地方創生臨時交付金を充當予定でございます。

歳出は、需用費の用紙、封筒等の事務用品に係る消耗品として6万円。コピー料の印刷製本費として2,000円の計6万2,000円。役務費につきましては、郵送料の通信運搬費として4万6,000円。振込手数料の手数料として1万3,000円の計5万9,000円。負担金補助及び交付金の負担金は、システム改修費用として、北海道自治体情報システム協議会負担金に15万4,000円。扶助費につきましては、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金として1,100万円の事業費合計1,127万5,000円でございます。

事項別明細書にお戻りいただきまして、21ページから24ページにかけてでございます。

2項児童福祉費2目児童措置費、24ページになりますが、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費に288万8,000円の追加でございます。羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金（こども加算）に係る補正で、内訳につきましては、11節役務費の通信運搬費として1万円、手数料として7,000円。18節負担金補助及び交付金の負担金で、北海道自治体情報システム協議会負担金として12万1,000円。19節扶助費の低所得世帯等支援臨時給付金（こども加算分）として275万円の合計288万8,000円でございます。こちらにつきましても事業の詳細について、参考資料にて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、別冊参考資料の4ページ、資料3、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金（こども加算）の概要をお開き願います。

まず目的でございます。

先ほどの住民税均等割のみ課税世帯の給付と同様の目的で、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付の加算として、該当支給対象者の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円の給付を行うものでございます。

次に、給付の対象者ですが、令和5年12月1日の基準日において、羅臼町住民基本台

帳に登録されている者であって、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金、こちらは1月より支給を開始しております非課税世帯のみの世帯になります。及び今回給付となります先ほど御説明をいたしました羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金、住民税均等割のみ世帯の給付加算として、次の1及び2に該当する世帯主とするものでございます。

一つ目として、給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)となるものです。

二つ目として、同一の世帯員として、住民基本台帳には記載されていない単身で寮に入っている児童も、世帯主から対象の児童と生計が同一であるということの申出を受けた場合には、該当となるものでございます。給付額については、こども1人当たり5万円でございます。支給開始予定につきましては、案内発送を令和6年3月上旬、支給開始を令和6年3月下旬で予定をしております。

給付対象世帯数につきましては、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金及び羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金の住民税均等割世帯への二つの給付金の対象世帯より算出を行っており、プッシュ型として29世帯、47名、転入等の申請型として8名の計55名を見込んでおります。

事業費でございます。

歳入は、本事業に係る財源として、全額地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

歳出につきましては、役務費で郵送料の通信運搬費として1万円、振込手数料の手数料として7,000円の計1万7,000円。

負担金補助及び交付金の負担金で、システム改修費用として、北海道自治体情報システム協議会負担金に12万1,000円。扶助費の羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金(こども加算分)として、275万円の事業費合計288万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 税務財政課長。

○税務財政課長(対馬憲仁君) 引き続き歳入を御説明いたしますので、事項別明細書の19ページにお戻り願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1,416万3,000円の追加で、内容につきましては2点あります。

まず1点目は、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金、住民税非課税均等割のみ世帯分として1,127万5,000円の追加で、物価高騰の現下の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる所得水準の者等を支援するため、個人住民税取得割が課せられていない者のみで構成される世帯に、低所得世帯の生活を支援するもの。

2点目は、羅臼町低所得世帯等支援臨時給付金(こども加算分)として288万8,000円の追加で、物価高騰の現下の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯へのこども加算を給付し、低所得世帯の生活を支援するものであります。

このことによりまして、令和5年度の臨時交付金は、配当見込額の総額8,891万9,000円に対して、補正予算充当後の残額は2,042万3,000円となる見込みであります。

なお、参考資料の1ページには、資料1として令和5年度の臨時交付金の充当予定事業を予算ベースで掲載しました令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(案)を添付しておりますので、のちほどお目通し願います。

続きまして、20款諸収入3項2目雑入の町有物件災害共済金に607万2,000円の追加で、1月25日に発生しました雪崩災害により被災した町営住宅の復旧経費に対しまして、町有物件災害共済金が給付されるものであります。

以上、歳入歳出それぞれ2,023万5,000円の追加補正をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

松原臣君。

○8番(松原 臣君) 住宅修繕、雪崩でなったということで、これを見ますと、収支でいきますと保険で100%出るという捉え方でいいのですね。

それと気になるのが、今後、住宅地にああいうふうには雪崩があると、住民は安心して住めないのではないかなという気がするのですよ。そこで雪崩防止柵については、今後、検討するのかもしれないのか、するとすればいつ頃になるのか、それをお聞かせ願いたい。

○議長(佐藤 晶君) 副町長。

○副町長(川端達也君) 今回の雪崩に伴いまして、早速、北海道が現場状況を確認していただいて、状況を把握して持ち帰っていただいておりますし、林野のほうも現場、国と北海道が現場・場所ありますので、状況を確認して、はっきりいつということではないのですけれども、早目に治山事業等で対応していただくというような話は伺っておりますので、今後、国、あるいは振興局と調整しながら、その辺は詰めていきたいというふうには思っております。

○議長(佐藤 晶君) 松原臣君。

○8番(松原 臣君) 特に国道もそうなのですけれども、車が通るので、あそこで死亡事故もなければ大きなのはなかったということで、とりあえず不幸中の幸いかなと考えているのですけれども、住んでいるところが、寝ているときに来ますと対処のしようがないと思うのですよね。能登の地震ではないのですけれども、深夜起きると大変なことになるという例もありますので、ぜひ住民が安心して暮らせるような対策を早目をお願いしたい。

以上です。

○議長(佐藤 晶君) 副町長。

○副町長(川端達也君) 今、松原議員言われるとおりだと思います。町民の安心・安全ということであれば、早急な対応、こういった対応が必要かというのは役場内でも検討し

て、そういった対応を考えていきたいなというふうには思っておりますし、治山事業については道・国に要請して調整していきますし、住宅の安全面も含めて、これについては役場内でしっかりと検討していきたいなというふうには思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員